

平成 28 年度 7 月採用の栄村臨時職員募集要項

平成 28 年 7 月採用の栄村臨時職員を募集します。

1 募集業種、募集人員、勤務場所、資格等

募集業種	募集人員	勤務場所	資格等
① 一般事務業務	若干名	栄村役場及び 役場出先機関	①18 歳以上の者 ②パソコン操作ができること
共通する資格要件等 (1) 健康で、かつ普通自動車運転免許証を有する者 (2) 資格等の年齢は、平成 28 年 7 月 1 日現在の年齢とする。 (3) 次のいずれかに該当する人は、応募できません。 ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 禁錮以上の刑に処せられその執行を終えるまでの者 ③ 栄村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年経過しない者 ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			

2 雇用期間 平成 28 年 7 月 1 日から 6 カ月間 (※6 か月単位の雇用契約)

3 賃金等 栄村臨時職員雇用要綱による (月額 151,600 円～)
(社会保険、雇用保険加入)

4 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (休憩 1 時間)

5 有給休暇 雇用期間において 10 日間

6 募集期間及び申込み方法

平成 28 年 6 月 8 日 (水) から平成 28 年 6 月 17 日 (金) までに、栄村役場及び秋山支所で配布する募集要項の「申込書」を行政係あて提出すること。

なお、郵送による場合は、平成 28 年 6 月 17 日必着で受け付けます。

10 採用試験及び合否通知

- (1) 採用試験は、次のとおり行います。なお、試験日時など詳しいことについては、申込者に別途案内通知します。

募集職種	試験内容	試験時期 試験会場
①一般事務業務	面接による口述試験	6月中旬 栄村役場

- (2) 採用合否の通知発送は、平成28年6月下旬の予定です。

11 その他

- (1) 提出した書類等については、返却いたしません。
(2) 不明な点がありましたら、下記へ問い合わせてください。

【問い合わせ先】

〒389-2792

長野県下水内郡栄村大字北信3433番地
栄村役場 総務課 行政係

電話 0269-87-3112 FAX 0269-87-3083

メールアドレス gyousei@vill.sakae.nagano.jp